特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	子ども･子育て支援法による保育関連事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

　阿波市は、子ども･子育て支援法による保育関連事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

阿波市長

公表日

平成29年9月8日

[平成26年4月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども・子育て支援法による保育関連事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 1. 保育所・認定こども園の利用手続き（利用調整及び利用決定、支給認定事務等）に関する事務 2. 保育所・認定こども園の保育料を決定及び賦課、徴収に関する事務 3. 保育料未納者に対する督促及び滞納整理に関する事務 4. 保育所・認定こども園運営費の報告資料の作成に関する事務 5. 施設型給付費支給事務 子ども・子育て支援法による保育関連事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入及び徳島県電子自治体共同システム電子申請サービスでの受領により取得する。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム、 徳島県・市町村共同電子申請・届出システム

2. 特定個人情報ファイル名

子ども子育て支援情報ファイル、収納・滞納管理ファイル、児童台帳ファイル、宛名台帳ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1 第8の項及び第94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条及び第68条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[　　実施する　　]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 なし 【別表第2における情報照会の根拠】 別表第2の13及び116の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部　子育て支援課
②所属長	子育て支援課長　大森　章司

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒771－1695　徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所　企画総務部　企画総務課　TEL：0883－36－8700

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒771－1695　徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所　健康福祉部　子育て支援課　TEL：0883－36－6813

Ⅱ　しきい値判断項目

1．対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	

2．取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	

3．重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月8日	Ⅰ－1－② 事務の概要	子ども・子育て支援法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報ファイルを嗣ぎの事務に利用する。 1．保育所・認定こども園の利用手続き（利用調整及び利用決定、支給認定事務等）に関する事務 2．保育所・認定こども園の保育料を決定及び賦課、徴収に関する事務 3．保育料未納者に対する督促及び滞納整理に関する事務 4．保育所・認定こども園運営費の報告資料の作成に関する事務 5．施設型給付費支給事務	子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 1．保育所・認定こども園の利用手続き（利用調整及び利用決定、支給認定事務等）に関する事務 2．保育所・認定こども園の保育料を決定及び賦課、徴収に関する事務 3．保育料未納者に対する督促及び滞納整理に関する事務 4．保育所・認定こども園運営費の報告資料の作成に関する事務 5．施設型給付費支給事務 子ども・子育て支援法による保育関連事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入及び徳島県電子自治体共同システム電子申請サービスでの受領により取得する。	事前	
平成29年9月8日	Ⅰ－1－③ システムの名称	子ども・子育て支援システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	子ども子育て支援システム、中間サーバー、 団体内統合宛名システム、 徳島県・市町村共同電子申請・届出システム	事前	
平成29年9月8日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイル名	収納・滞納管理ファイル、児童台帳ファイル 宛名台帳ファイル	子ども子育て支援情報ファイル、 収納・滞納管理ファイル、児童台帳ファイル、 宛名台帳ファイル	事後	
平成29年9月8日	Ⅰ－3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第一　第94の項	番号法第9条第1項、同法別表第1　第8の項及び第94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条及び第68条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月8日	Ⅰ－4－② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 ・別表第二　第116の項	番号法第19条第7号及び別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 なし 【別表第2における情報照会の根拠】 別表第2の13及び116の項	事後	
平成29年9月8日	Ⅰ－5－② 所属長	子育て支援課長　妹尾　浩子	子育て支援課長　大森　章司	事後	